

論文

中国における公訴時効（訴追時効）制度のうち 特異な運用がなされた事例の検討 ——「北大法意」で、2013年5月5日～ 2014年年末判決の事例を素材として——

高橋孝治

一般企業勤務／立教大学 アジア地域研究所 特任研究員

Examination of Cases of Peculiar Operation of the Statute of Limitations System for Prosecution in China ——In the ‘Beida Fayi’, Using as Material the Cases from 5 May 2013 to the end of the year 2014 Judgment——

Koji Takahashi

Company Employee / Project fellow, Centre for Asian Area Studies, Rikkyo University

Abstract: The statute of limitations system refers to the rule that after a certain period following the commission of a crime, regardless of how conclusive the evidence may be, the right to prosecute is forfeited and prosecution becomes impossible. It is said that all civilized nations today have such a system. However, some scholars point out that the practical application of China's statute of limitations system in People's Courts does not always align with the provisions of the Criminal Law. Although detailed reviews were once conducted for cases not complying with the aforementioned legal provisions, no further reviews have been carried out since then, with only cases published after May 5, 2013, being reviewed. This paper examines cases published after May 5, 2013, accessible on Beida Law Information (one of China's largest former paid legal information platforms), where operations appear to disregard legal provisions. It explores why such decisions were made and how the People's Courts operate (Beida Law Information itself ceased service by the end of 2014, thus this study covers the period up to that point). Through this analysis, we will clarify the practical realities of China's legal system.

※本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を意味し、初出にのみ付した。

1. はじめに

1.1. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪となりうる行為の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である¹。この制度は、現在の文明国ではどこの国でもそういう制度を持っていると言われるように²、世界中の国々で導入されている。中華人民共和国（以下「中国」という）では、公訴時効制度は、訴追時効〔追訴時効〕制度という名称で導入されている。

追訴時効制度は、刑法に規定されている。なお、中国の刑法は、1979年7月6日に公布され（全国人民代表大会常務委員会委員長令第5号）、1980年1月1日に施行された（これを「79年刑法」という）。その後、79年刑法

¹ 渥美東洋『刑事訴訟法（新版補訂）』（有斐閣、2001年）286頁。上口裕『刑事訴訟法（第4版）』（成文堂、2015年）232頁。

² 平場安治『刑事訴訟法（入門法学全書16）』（日本評論社、1979年）46頁。

が1997年3月14日公布で全面改正され（主席令第83号、同年10月1日改正法施行。これを「97年刑法」という）、その後も小改正が何度か続き、2023年12月29日公布で最終改正され現在に至る（主席令第18号、翌年3月1日改正法施行）。そして、訴追時効制度の根拠条文は以下の通りである。

※中国の法律は一般的に改行したときに次項となり、第○項といった番号は条文には付さない。しかし、本稿では（ ）で項番号を示すこととする。

97年刑法第87条（79年刑法第76条）

犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。

- （一）最高法定刑が5年未満の有期徒刑の場合、5年。
- （二）最高法定刑が5年以上10年未満の有期徒刑の場合、10年。
- （三）最高法定刑が10年以上の有期徒刑の場合、15年。
- （四）最高法定刑が無期徒刑、死刑の場合、20年。20年を経過しても訴訟提起が必要な場合は最高人民检察院に報告しその許可を得なければならない。

97年刑法第88条

- （第1項）人民检察院、公安機關もしくは国家安全機關が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。
- （第2項）被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民检察院または公安機關が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

97年刑法第89条（79年刑法第78条）

- （第1項）訴追期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。
- （第2項）訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する。

このように、訴追時効制度の条文は、97年刑法第87条と79年刑法第76条、97年刑法第89条と79年刑法第78条は全く同じ条文であった。ただし、97年刑法第88条と79年刑法第77条だけは条文の文言が異なり、79年刑法第77条は以下の通りであった。

79年刑法第77条

人民法院、人民检察院、公安機關が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、訴追時効の制限を受けない。

そして、訴追時効制度は、97年刑法88条第1項を根拠に、事実上「立案」または人民法院（裁判所）が事件を「受理」した後（79年刑法下では「強制措置を執った後」）は、訴追時効の規定が適用されないという運用が行われることが極めて多い³。立案とは、人民法院、人民检察院および公安機關が当該事件について審査して、犯罪事実が

³ 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究』111号（慶應義塾大学大学院法学研究科、2016年）83頁。高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究』22・23合併号（東アジア学会、2018年）91頁。

確かに存在し、刑事責任を追及する必要があるかを判断する手続きであり、併せて刑事案件として捜査もしくは審判を行うかの決定をする訴訟活動の一種である⁴。すなわち、日本でいう警察の捜査開始の決定に相当する。そして、立案もしくは受理したのみで訴追時効の規定が適用されないということは、容疑者が特定できておらず、容疑者が普段の生活をし、意識的に逃亡していない場合も含み、97年刑法第88条の「捜査または裁判から逃れた場合」という要件は事実上無視されることが極めて多いのである（このことは何人かの中国の検察官も同意している⁵）。

しかし、訴追時効制度の運用は一様ではなく、特異的な運用が裁判結果から明らかになることもある⁶。ここでいう特異的な運用とは、一般常識的な条文の解釈からはおよそ導けない解釈を行った案例の解釈方法である。中国では裁判結果は、その案件のみに効果を持ち、一般的な法的拘束力や事実上の拘束力は持たないため⁷、まれに特異的な運用の裁判結果が見られることがある。このため、中国における裁判結果は、その案件に対する判断例として「案例」と呼ばれる。

訴追時効制度における特異的な運用はこれまでも検討がされたことがあったものの、まだその全ては検討されていない。そして、本稿でも紙幅の都合から全てを検討することは不可能である。そこで、本稿では特に、中国最大級の有料法律情報ウェブサイト「北大法意」⁸上で2013年5月5日～2014年年末に判決が出たとされる範囲の案例のうち特異的な運用がなされている案例を検討し、なぜこのような結論となったのかを明らかにし、もってそのような案例が出る中国の法社会はいかに評価されるのかを検討する。

2013年5月5日～2014年年末の期間とする理由は、先にも述べた通り、紙幅の都合もある上、2013年5月4日までの案例は既に高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」（『法學政治學論究』111号（慶應義塾大学大学院法学研究科、2016年）。以下「高橋2016年論文」という）85頁および高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」（『東アジア研究』22・23合併号（東アジア学会、2018年）。以下「高橋2018年論文」という）81頁が検討している。また、北大法意は、2014年末までに判断された案例を公開しサービスを終了し、2025年8月時点ではウェブサイトも閉鎖してしまったため2015年以降の案例については検討することができない（筆者は本稿で分析するデータを2019年3月23日にダウンロード済み）。

結果、中国の案例の数からすればそのごく一部しか検討できないことになるものの、そもそも中国では案例はごく一部しか公開しておらず⁹、先行研究を引き継ぎ、その一部でも検討を行い、その動向を明らかにすることには意義があると考ええる。

1.2. 先行研究の検討

訴追時効制度を取り扱った先行研究には、日本語では夏目文雄「中国刑法における時効論」（『紀要』55号（愛知大学国際問題研究所、1974年、47～62頁収録））や高橋2016年論文、高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度への検察官の意見に対する考察——検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に——」（『日中社会科学研究』27号（日中社会学会、2020年、47～60頁収録））などが、中国語では于志剛『訴追時効制度比較研究 [追訴時効制度比較研究]』（中国・法律出版社、1998年）や于志剛『訴追時効制度研究 [追訴時効制度研究]』（中国・中国方正出版社、1999年）、黄曉亮＝常秀嬌「ほか」『刑罰消滅制度の適用 [刑罰消滅制度適用]』（中国・中国人民公安大学出版社、2012年）1～122頁などがある。しかし、このように様々な訴追時効制度に関する先行研究があったとしても、訴追時効制度に関する案例を検討したものはほとんどないのが現状である。訴追時効制度の案例について検討している先行研究は、高橋2016年論文85頁および高橋2018年論文81頁くらいのものである。高橋2016年論文85頁と高橋2018年論文81頁は、1.1.でも述べた通り、本稿が検討しようとしている案例の

⁴ 樊崇義（主編）『刑事訴訟法学』（中国・中国政法大学出版社、2009年）205頁。

⁵ 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度への検察官の意見に対する考察——検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に——」（『日中社会科学研究』27号（日中社会学会、2020年）57頁。

⁶ 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」（『法學政治學論究』111号（慶應義塾大学大学院法学研究科、2016年）83頁。また、小口彦太『中国法——「依法治国」の公法と私法（集英社新書1043B）』（集英社、2020年）49～50頁も「ときどきとんでもない判決が見られないわけではない」と述べている。

⁷ 高見澤磨＝鈴木賢「ほか」『現代中国法入門（第9版）』（有斐閣、2022年）123頁。

⁸ 〈<http://www.lawyee.net/>〉（北大法意ウェブサイト）少なくとも2025年8月時点で閲覧不可。

⁹ 高橋孝治「中国の2012年改正刑事訴訟法における自己負罪拒否特権の実態」（『INTER JURIST』190号（国際法律家協会、2016年）56頁。

時期とは異なる先行研究である。すなわち、本稿が行おうとしている時期についての訴追時効制度に関する案例の検討はまだ行われたことがないことになる。

なお、高橋 2016 年論文 85 頁と高橋 2018 年論文 81 頁は 2013 年 5 月 4 日までの案例を検討しているが、これを受けて高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度の運用実態の分析——『北大法意』で、2013 年 5 月 5 日～2014 年年末判決までの資料を素材として」（『東北アジア研究』29 号（東北大学、2025 年、123～134 頁収録）。以下「高橋 2025 年分析」という）は、本稿と同じく北大法意上で 2013 年 5 月 5 日～2014 年年末の期間に判決が出たとされる案例の統計分析を行っている。高橋 2025 年分析によれば、北大法意上で 2013 年 5 月 5 日～2014 年年末の期間に判決が出たとされる 148 件の案例のうち、特異的な運用がなされた案例は 23 件ある。そのため、この 23 件が本稿が検討する案例ということになる。

2. 時効完成のはずが有罪となった案例

本稿で検討する 23 件の案例は、その内容からいくつかのカテゴリー分けすることができる。本稿でもいくつかに分けたカテゴリーごとにこの 23 件の案例を検討する。ここではまず、時効は完成したはずであるにもかかわらず有罪となった案例について分析する。

2.1. 時効完成を認めつつも有罪となった案例

訴追時効制度は、1.1. で述べた通り、犯罪となりうる行為の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である。そのため、訴追時効が完成したことを認めた場合、刑事訴訟が提起できなくなり、有罪となることはないはずである。しかし、今回検討する 23 件の案例の中には、訴追時効の完成を認めつつも有罪となったものが 3 件存在する。ここではこの案例を見ていく。

①（2013）湖呉刑一初字第 315 号（浙江省湖州市吳興区人民法院 2013 年 7 月 19 日判決）は、工場から銅線など計 4 万 2600 元分を窃盗したという事件で、既に訴追時効が完成しているため、審理は中止しなければならないが、被告人も罪を認め、犯罪の性質、情状、社会的危害の程度から窃盗罪とし、有期徒刑 1 年 9 か月と罰金 3 万元に処すものとした。

②（2013）東刑一初字第 136 号（山東省東明县人民法院 2013 年 12 月 19 日判決）は、公安副所長であった被告人が複数回ショッピングカードや現金を受け取っていたとして収賄罪の容疑がかけられ、全て訴追時効期間を経過していたとしつつも、被告人は反省し、また情状は軽いため、収賄罪について有罪だが、刑事罰は免除するとした。

③（2014）和法刑初字第 29 号（甘肅省和政县人民法院 2014 年 6 月 5 日判決）は、A を含む複数人の被告が各街を巡回しながら、他人のバイクなどを窃盗の上売却していたため、窃盗容疑をかけられ、うち特に A の窃盗については訴追時効が完成して刑事責任を負わされることはないとしつつも、他の被告人の罪状につき公安に詳細に教え、犯罪者を処罰するのに功があると言えるので、A については刑を減じ、窃盗罪で懲役 2 年 3 か月、罰金 4000 元とするとした。

①～③のように、判決の中で、訴追時効の完成を認めつつも有罪として、刑罰を科している案例があるのである（②のみは「有罪」とだけ認定し、情状が軽いため刑事罰が免除）。この点からは、地方によっては法官（裁判官）が法律について詳しくない、もしくは法律を知っていたとしてもそれを軽視していいものと考えているものと思われる。

2.2. 時効完成後に立案がされ有罪となった案例

1.1. で述べた通り、中国では一般的に立案がなされればそれのみをもって訴追時効にかかることはないという運

用がなされており、立案とは、日本でいう捜査開始の決定に相当するものである。この点からすると、訴追時効が完成した後に立案がなされたとしても、訴追時効の完成により刑罰を科することができないはずである。しかし、本件で検討する23件中2件は、訴追時効完成後に立案がなされていると判決の中で述べておきながら有罪とした案例となっている。ここでは、この2件を見ていく。

④（2013）銀刑終字第38号（寧夏回族自治区銀川市中級人民法院2013年3月28日判決）は、2005年8月12日に会社印鑑を偽造しての横領行為があり、訴追時効は2010年8月12日に完成し、2012年3月16日に立案されたが被告は横領罪で有罪、懲役3年2か月とする。

⑤（2013）張定刑初字第112号（湖南省張家界市永定区人民法院2013年4月24日判決）は、強盜行為であるが、行為から16年後に立案されているが、強盜罪の有罪で、懲役5年とする。

判決文は、基本的にこのように書かれているのみで、情状がいかなるものであったのかは不明である。

2.3. 時効完成のはずが有罪となった案例を見て——中間的考察

2.1. で「時効完成を認めつつも有罪となった案例」を、2.2. で「時効完成後に立案がされ有罪となった案例」を見た。いずれも、法律上の制度である訴追時効制度を無視した取り扱いと言える。そのような取り扱いが2013年5月5日～2014年年末という約1年半の間に少なくとも5件存在するという点は大きなことと言える。なお、2013年5月5日～2014年年末の訴追時効がかかわった案例148件中、明確にこのような法律あるいは実務上の取り扱いを無視している案例が5件もあるというのは、かつては法律があっても守られていないと言われていた中国が¹⁰、法治主義を掲げている中では特筆すべき点と言えよう。北大法意上で公開されていた2013年5月4日以前の訴追時効に関する案例で、訴追時効が完成しているはずであるにもかかわらず有罪とされた事例は、（2011）滄刑公初字第5号（河南省洛陽市瀾西区人民法院2011年1月27日判決）のみであった¹¹。すなわち、時代が下るにつれて法治が強調されているはずの中国において、2011年から見て時代が後のはずの2013年5月5日～2014年年末の方が、訴追時効が完成しているはずであるにもかかわらず有罪とした事例の方が増加しているのである。

さらに、その一方で高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」（『東アジア研究』（21号）東アジア学会、2017年）55頁は、中国では刑罰を科す際に民憤を考慮しなければならないという要請があり、これが訴追時効の完成の判断にも生きてると指摘している。すなわち、凶悪犯罪は発生することそのものが、人々に恐怖を与え、民憤が大きいのであり、そのような犯罪に対して刑罰が下り、市民を安心させることが中国における刑法の役割の一つであるということである¹²。このため、凶悪事件の場合、例え時効が完成していても刑に処さなければならない事件というもの中国には存在するというのである。

しかし、2.1. および2.2. で見た5件の案例は、⑤の事例を除き、いずれも窃盜もしくは横領に関する犯罪であり、人の生死が関与しておらず、凶悪犯罪とは言い難い（なお、（2011）滄刑公初字第5号（河南省洛陽市瀾西区人民法院2011年1月27日判決）は、隣室がやかましいというのみの理由で、鈍器や刀を持ち、隣室で酒を飲んでいて者に重傷を負わせた事件であった）。この点からも、2.1. および2.2. で見た5件の案例については、なぜ訴追が完成していても刑に処さなければならない事件なのかの説明をすることが非常に難しいものとなっている（⑤に関しては強盜行為であり、一見すると情状が重く、「刑に処さなければならない事例」と捉えることも可能ではあるものの、結果として「強盜『殺人』」まで発展はしておらず、しかも16年間も立案すらされなかった事件である）。この5件の案例は、もちろん全て処理した裁判官は異なるため、単純に同列に評価できない面もあるものの、やはり2.1. で述べたように、単に法官が法律について詳しくない、もしくは法律を知っていたとしてもそれを軽視していいものと考えているという理由から訴追時効が完成していても有罪になったものと思われる。

¹⁰ 三菱商事株式会社法務部＝三菱商事（中国）有限公司法務部『Q&A 中国ビジネス法務の現場』（商事法務、2006年）4頁。

¹¹ 高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究』21号（東アジア学会、2017年）51頁以下。

¹² 高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究』21号（東アジア学会、2017年）55頁。

3. 犯罪行為が確実であるもしくは情状が重いため有罪となった案例

本稿で検討する23件の案例の中には、被告人側が訴追時効期間が経過していると主張しても、それに対する的確な反論がなされることなく、人民法院が「犯罪行為は確実である」とだけ述べて有罪となった案例や、情状が重いという理由で最高量刑が変更となり訴追時効期間が延び、有罪となった案例がある。いふなればどちらも人民法院の裁量にゆだねられるケースとなるが、ここではそれを見ていく。

3.1. 犯罪行為が確実であるため有罪となった案例

被告人側が、訴追時効が完成していると主張しても、「犯罪行為は確実であるため有罪である」と人民法院が判断した案例が複数存在する。もちろん、このような理由づけは訴追時効が完成しているという主張がなされている裁判において、有罪と判断する理由にはならない。中国の刑事法の運用は、どのような罰を科すかが先にあり、その後で決定した罰を与えるのに適当な刑法の条文を当てはめるというプロセスを採ることがあると指摘されているが¹³、訴追時効の適用においても同様であると言うことができる。

この点においては、2. で見た訴追時効の完成を認めつつも有罪となった案例と強い類似が見られると言える。訴追時効の完成を認めつつも有罪となった案例と異なる点は、裁判の中で立案がいつなされたのかが明らかとなっていないことである。そのため、各案例は、訴追時効が完成していない可能性もある。しかし、訴追時効が完成していないのであれば、その旨を裁判内でも明らかにして説明すればいいのであるが、それがなされずにただ「犯罪が確実に起こっているため有罪」と述べられて有罪となった事例ということである。

⑥(2013)魯刑三終字第178号(山東省高級人民法院2013年12月24日判決)は、被告人側は犯人隠匿をしたものの、既に訴追時効期間が経過しているため、刑事責任は問えないと述べ、法院は、被告人の犯人隠匿の事実が明確で証拠も十分であるため、有罪で懲役3年、執行猶予3年とするとした(立案時期は不明)。

⑦(2014)東刑終字第2号(青海省海東市中級人民法院2014年1月22日判決)は、地方政府の副県長を勤めていた被告人は職権乱用罪には当たらないし、かつ本件は訴追時効が既に経過しており無罪が宣告されなければならないと主張したのに対し、法院は事実は明確で、証拠も確実で十分であるため有罪であり、原審維持とするとした(立案時は不明)。

⑧(2014)兵四刑終字第00007号(新疆生産建設兵団第四師中級人民法院2014年9月1日判決)は、被告人側は訴追時効期間が経過していると主張したものの、法院はそれに対して特に反論意見を述べることなく事実は明確であり有罪であり、収賄罪で原審維持とするとした。

いずれも立案時が不明のため、訴追時効完成前に立案がなされていれば実務上の運用通りではあり特に問題がある運用ではない。しかし、やはり訴追時効が完成しているという主張に対しそれに的確な反論をすることなく「犯罪の事実が明確である」という理由で有罪と認定しているのは問題であろう。

なお、これらの案例の罪状は、⑥の事例が犯人隠匿罪、⑦の事例が職権乱用罪、⑧の事例が収賄罪である。これら3つの案例は、人の生死がかかわっていないため、凶悪犯罪とは言い難い面がある。しかし、中国では中国共産党の一方専制体制を、中国共産党が「大公無私」、「人民利益の代弁者」である点で正統性を獲得しているため、職権乱用罪と収賄罪については、これらの正統性を失わせることにつながるため、厳粛に処罰される¹⁴。このため、⑦と⑧の事例については、的確な反論をせずとも訴追時効の完成を認めてはいけない事例と判断されていた可能性がある。しかし、それはやはり科すべき刑罰が先に決まっており、その後で法の適用を決めているということにな

¹³ 高橋孝治『中国社会の法社会学——「無秩序」の奥にある法則の探究』(明石書店、2019年)72頁。

¹⁴ 王雲海『賄賂はなぜ中国で死罪なのか』(国際書院、2013年)136～137頁。

る。そして、この場合、反論できるような法理論が見つからなかったため、犯罪の事実が明確であるという表現のみを行ったようにも見える。

3.2. 情状が重かったため訴追時効が完成せず有罪となった案例

中国では、同じ犯罪行為であっても、情状に応じて量刑が変化することがある。例えば、97年刑法第383条第1項は以下のように規定している。「贈賄罪を犯した者は、情状の軽重に応じて、次の各号に定めるところにより罰するものとする。（一）贈賄の数额が比較的大きいもしくはその他比較的重い情状がある場合は、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、併せて罰金に処する。（二）贈賄の数额が巨額であるもしくはその他重大な情状がある場合は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、併せて罰金もしくは財産没収に処する。（三）贈賄の額が特に巨額であるもしくはその他特に重大な情状がある場合、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、併せて罰金もしくは財産没収に処する。数额が特別に巨額で、併せて国家と人民の利益が特に大きな損失を被った場合、無期徒刑または死刑に処し、併せて財産没収に処する」。このように、情状に応じて量刑が変化するため、当然その量刑に応じて訴追時効の期間も変化することになる。

⑨（2013）浙杭刑終字第515号（浙江省杭州市中级人民法院2013年9月3日判決）は、被告人側は虚偽資本金登録罪の訴追時効は経過していると主張したが、人民法院は数额の大きい資本金横領罪であるとして、被告人は刑事責任を負わなければならないとした。

⑩（2013）浙温刑終字第1464号（浙江省温州市中级人民法院2014年4月3日判決）は、被告側は5年の訴追時効期間は経過したと主張したが、人民法院は、被告人が国家に与えた損害は大きく訴追時効期間はまだ経過していないとして有罪とした。

⑪（2014）豫法刑三終字第073号（河南省高级人民法院2014年6月19日判決）は、被告人側は傷害罪につき訴追時効期間は経過していると主張したものの、人民法院は情状は非常に重いため、その弁護意見は成立しないと原審維持（有罪）とした。

⑫（2014）鄂江陵刑初字第00051号（湖北省江陵县人民法院2014年8月25日判決）は、職務上横領罪について被告人側は訴追時効の完成を主張したが、人民法院は数额が大きいため、訴追時効の期間は10年であり、訴追時効はいまだ完成していないとした。

⑬（2014）遵市法刑一終字第100号（贵州省遵义市中级人民法院2014年9月23日判決）は、被告人側は、傷害罪で訴追時効期間は10年であるが、行為から立案時までを数えても既に11年が経過していると主張したのに対し、法院は重症による傷害罪で訴追時効期間は15年であるとした。

⑭（2014）温楽刑初字第899号（浙江省乐清市人民法院2014年10月29日判決）は、無罪であるが例え有罪であったとしても、傷害罪で既に訴追時効期間が経過していると主張し、これに対し法院は騒ぎを起こしたという挑発混乱引起罪〔尋衅滋事罪〕に該当するため訴追時効は完成していないとした。

⑮（2014）達刑初字第59号（内蒙古自治区达尔罕茂明安联合旗人民法院2014年10月30日判決）は、被告人側は訴追時効期間が経過していることを主張したが、被害数额が大きいため有罪で横領罪が成立するとした。

中国の贈賄罪における「数额」には基準がある。例えば2016年4月18日以降は、97年刑法第383条における「数额が比較的大きい」とは3万元以上20万元未満をいい、「数额が巨額」とは、20万元以上300万元未満をいい、「数额が特に巨額」とは、300万元以上をいうとされている（最高人民法院、最高人民检察院の贈賄刑事案件に法律を

適用する手続きの若干の問題に関する解釈〔最高人民法院、最高人民检察院关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释〕（2016年4月18日最高人民法院、最高人民检察院法释〔2016〕9号發布・施行）。しかし、⑪や⑬の事例のように傷害罪については、何をもって情状が非常に重いとするのか、重症だから情状が重いのか、何をもって重症とするのかなどについては基準がなく、結局、個々の裁判内で「情状が重い」と判断されれば訴追時効の期間が延びることになる。

これは、単に「情状」だけの問題ではなく、⑭の事例のように、傷害罪としても処罰可能であり、挑発混乱引起罪でも処罰可能な場合も同様である。

3.3. 犯罪行為が確実であるもしくは情状が重いため有罪となった事例を見て——中間的考察

ここでは、犯罪行為が確実であるもしくは情状が重いため有罪となった事例を見てきた。これらは、人民法院が「犯罪の事実が明確である」と述べるか、「情状が重い」と述べるかで訴追時効が適用されるか、訴追時効が適用されてもその期間が延びるかという点が問題となる事例である。

ここで見たいずれの事例も、なぜ「犯罪の事実が明確」なのか、「情状が重い」と言えるのかが明らかではない。そのため、人民法院が「とりあえず」訴追時効にかからないようにするため、もしくは訴追時効期間を延ばす手法として「犯罪行為が確実であるもしくは情状が重い」という表現が使われているものと評価する。

4. その他の事例

本稿で検討する23件の事例の中には、2. および3. のいずれにも分類できない事例も存在する。その中でも特に問題と言えるのは、97年刑法にない訴追時効の要件を勝手に加えている事例であろう。ここでは、法律にない要件を勝手に加えている事例と、さらに本稿で見た他のどのカテゴリーにも分類できない事例を見ていく。

4.1. 97年刑法にない要件を勝手に加えている事例

97年刑法における訴追時効の規定は、1.1. で見たものと少しの関連規定があるのみである。しかし、ここで見る3件の事例から97年刑法にない訴追時効の要件を勝手に加える場合があることが分かる。

⑯（2013）正刑初字第171号（河南省正陽县人民法院2013年8月28日判決）は、被告人側は訴追時効が完成していると主張したものの、人民法院は、訴追時効は共犯者の逮捕日から起算しなため、訴追時効は完成していないとする。

⑰（2013）鄭刑一終字第342号（河南省鄭州市中級人民法院2013年12月3日判決）では、公訴期間は案件の性質、情状、時効などによって起訴するか判断するものでありと述べ、訴追時効は刑事起訴か不起訴かを判断する一要素に過ぎないとする。

⑱（2014）中一法刑二初字第678号（広東省中山市第一人民法院2014年11月12日判決）は、被告人側は訴追時効の完成を主張したものの、公安が報案していたため訴追時効は完成していないとする。

⑯の事例に関しては、97年刑法をはじめ、中国のどのような規定にも「訴追時効は共犯者の逮捕日から起算しなため」という規定は存在しない。⑯の事例では存在しない要件を加えて、「訴追時効は完成していない」ということにしている。

97年刑法第87条は、「犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない」と規定しているにもかかわらず、⑰の事例は、「公訴期間は案件の性質、情状、時効などによって起訴するか判断するものであり」と述べている。すなわち、訴追時効は、不起訴処分にするかを判断する様々な要素の一つに過ぎないと述べているのである。このように捉えると、訴追時効が完成していたとしても、他の要素などの問題が大きければ、例えば情状が特に重いな

どが認められれば、訴追時効完成により刑事訴訟につき審理をしないということにはならなくなる。まさに、97年刑法第87条の「訴訟提起できない」という訴追時効の効果を上書きする表現である。一応、このように表現されることについては、「最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》の適用に関する解釈〔最高人民法院關於適用《中華人民共和国刑事訴訟法》的解釋〕」（2012年12月20日最高人民法院發布。2013年1月1日施行。以下「12年解釈」という）第241条（八）が「犯罪が訴追時効の期限を経過しており『かつ』訴訟提起が必要でない場合……審理中止の裁定をしなければならない」と規定している（『 』は筆者による強調）。

つまり、97年刑法があっても、法律でない12年解釈という司法解釈が「訴訟提起が必要でない場合」という要件を勝手に足しているのである。⑰の事例はこのような12年解釈第241条（八）の精神を受け継いだ事例のように見える。

⑱の事例は、公安が報案していたため訴追時効は完成していないとしている。報案とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実の発生を発見したが、被疑者が不明である場合に、公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすることをいう。当然に報案されれば、訴追時効にかかることはないという規定は見られない。

4.2. 他カテゴリーに分類できない事例

ここでは、本稿で分類した他のカテゴリーには入らない事例を見ていく。

⑲（2013）新刑一終字第135号（河南省新郷市中級人民法院2013年12月13日判決）は、弁護人は訴追時効が経過していると主張したが、別の者の証言により犯罪時が違っていたため時効も完成していないということであった。

⑳（2014）荔刑初字第20号（広西壮族自治区荔浦县人民法院2014年1月28日判決）は、裁判中に「訴追時効」と言う文言が出ただけで、訴追時効は特に論点となっていない。

㉑（2013）甬鎮刑初字第760号（浙江省寧波市鎮海区人民法院2014年2月20日判決）は、窃盗の行為日に立案されていたが、訴追時効が完成したとして審理中止としている。

㉒（2014）鄂赤壁刑初字第00047号（湖北省赤壁市人民法院2014年3月3日判決）は、犯罪の一部が訴追時効完成とした。

㉓（2014）正刑初字第18号（甘肅省正寧县人民法院2014年3月18日判決）は、被告人側は時効完成を主張したが、そもそも犯罪ではないとする。

ここで注目されるのは、㉑の事例と㉒の事例である。本稿が検討した中で、この2件のみが訴追時効の完成を認めているのである（㉒は一部のみ）。㉑と㉒の事例はいずれも窃盗罪に関する事例である。しかし、㉑の事例に関しては、結局北大法意上で公開されている判決文からはいくら分の窃盗を行ったのかは明らかでないものの、㉑の被告人は、2003年4月にも窃盗で懲役6か月と罰金2000元の併科を受けたということである。この意味では、㉑の事例は被告人に窃盗の常習性があるという理由で有罪としてもいいのではないかと考えられるものの、審理中止となっている。この点から、全ての案件で訴追時効が完成しないように様々な理由が付けられているわけではない。

4.3. その他の事例を見て——中間的考察

その他の事例を見て言えることは、2.や3.でも見てきたように、様々な理由を付けて訴追時効は完成しないような判断がされやすいものの、㉑の事例のように訴追時効の完成を認める場合もあるが、そもそも97年刑法などには規定されていない要件を勝手に加えて訴追時効が完成しないようにしている面もあるということである。

特に97年刑法に規定されていない訴追時効の要件を、裁判という法の運用の中で勝手に加えるということは最近の中国が標榜している「法治」から大きくかけ離れると評価せざるを得ないであろう。

5. むすび

本稿では、北大法意上で2013年5月5日～2014年年末に判決が出たとされる範囲の案例のうち特異的な運用がなされている案例を検討してきた。そこから明らかになったのは、中国は法治を標榜しているはずにもかかわらず訴追時効の運用に目を向ければ、法治が徹底されていないということである。特に、2.3.で指摘したように、2013年5月4日以前と比べて、2013年5月5日～2014年年末の方が法律の条文や実務上の取り扱いを無視したかのような判断が多くなされているという点は特筆できる。

では、なぜこのようなことが起こるのかというと、2.3.で述べたように、訴追時効も民憤に対応しなければならないということなのであろう。すなわち、中国は2013年～2014年頃においても、市民の感情へ対応することが法よりも優先されていた社会ということである。そこに加え、2.3.で指摘したような法官が法律について詳しくない、もしくは法律を知っていたとしてもそれを軽視していいものと考えているという側面もあるように思われる。

昨今の中国は、確実に法は機能しているという指摘もあるものの¹⁵、少なくとも訴追時効の運用に目を向けると法律の条文が遵守されているとは言い難い現実があると言える。

【参考文献】

・日本語文献（50音順）

渥美東洋『刑事訴訟法（新版補訂）』（有斐閣、2001年）。

上口裕『刑事訴訟法（第4版）』（成文堂、2015年）。

王雲海『賄賂はなぜ中国で死罪なのか』（国際書院、2013年）。

小口彦太『中国法——「依法治国」の公法と私法（集英社新書1043B）』（集英社、2020年）。

高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究』111号（慶應義塾大学大学院法学研究科、2016年、71～99頁収録）。

高橋孝治「中国の2012年改正刑事訴訟法における自己負罪拒否特権の実態」『INTER JURIST』190号（国際法律家協会、2016年、55～65頁収録）。

高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究』21号（東アジア学会、2017年、45～61頁収録）。

高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究』22・23合併号（東アジア学会、2018年、79～97頁収録）。

高橋孝治『中国社会の法社会学——「無秩序」の奥にある法則の探究』（明石書店、2019年）。

高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度への検察官の意見に対する考察——検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に——」『日中社会科学研究』27号（日中社会学会、2020年、47～60頁収録）。

高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度の運用実態の分析——『北大法意』で、2013年5月5日～2014年年末判決までの資料を素材として」『東北アジア研究』29号（東北大学、2025年、123～134頁収録）。

高見澤磨＝鈴木賢〔ほか〕『現代中国法入門（第9版）』（有斐閣、2022年）。

夏目文雄「中国刑法における時効論」『紀要』55号（愛知大学国際問題研究所、1974年、47～62頁収録）。

平場安治『刑事訴訟法（入門法学全書16）』（日本評論社、1979年）。

三菱商事株式会社法務部＝三菱商事（中国）有限公司法務部『Q&A 中国ビジネス法務の現場』（商事法務、2006年）。

¹⁵ 小口彦太『中国法——「依法治国」の公法と私法（集英社新書1043B）』（集英社、2020年）49～50頁。

・中国語文献（ピンインアルファベット順）

樊崇義（主編）『刑事訴訟法学』（中国・中国政法大学出版社、2009 年）。

黄曉亮＝常秀嬌〔ほか〕『刑罰消滅制度の適用〔刑罰消滅制度適用〕』（中国・中国人民公安大学出版社、2012 年）。

于志剛『追訴時効制度比較研究』（中国・法律出版社、1998 年）。

于志剛『追訴時効制度研究』（中国・中国方正出版社、1999 年）。